

第2【事業の状況】

1. 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益が高水準で推移する中、民間設備投資が増加した他、雇用者所得も緩やかに増加を続け、個人消費も底堅く推移するなど、景気は緩やかに拡大いたしました。海外においても、中国を始めとするアジアを中心として、世界的に経済は拡大いたしました。

当連結会計年度の連結業績は、売上高は前連結会計年度に比べ242,983百万円増収の1,910,296百万円となりましたが、営業利益は、増収に伴う利益増はあるものの、総平均法による在庫評価に伴う収益押し上げ効果が前連結会計年度に比べ減少したこと、当連結会計年度に実施した機械装置の減価償却方法の変更によって償却負担が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ11,770百万円減益の208,624百万円となりました。一方、経常利益は、持分法適用会社の収益改善などにより営業外損益が好転したことから、6,346百万円増益の183,278百万円となりました。また税引き後の当期純利益は、固定資産の減損損失、環境対策費用を特別損失として計上したことなどから109,668百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

国内の鋼材需要は、自動車・造船などの製造業向けを中心に、好調に推移しました。また、前連結会計年度の汎用品の需給軟化を受けて積み上がっていた国内在庫も、順調に削減が進みました。輸出についても、高級鋼分野が好調を維持したことに加えて、汎用品分野についても世界的な需要拡大を背景に堅調に推移しました。このような状況の中、当社は、製造業向けの高級鋼を中心に、旺盛な需要の確実な取り込みに努めたことにより、鋼材出荷数量は前連結会計年度を上回りました。また、販売価格についても、値上げが一部進展したことなどから、前連結会計年度に比べ若干上昇しました。鋳鍛鋼品については造船分野向け、チタン製品については航空機分野向けなどを中心とした旺盛な需要を背景に、売上高は前連結会計年度を上回りました。

溶接材料の需要については、国内は造船、自動車向けを中心に好調を維持し、海外についても造船、エネルギー関連プロジェクト向けなどを中心に堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は前連結会計年度に比べて72,328百万円増収(9.5%)の830,696百万円となりました。一方、営業利益は、前連結会計年度に収益を大きく押し上げた在庫評価影響が減少したことや、減価償却方法の変更の影響、保全工事費を中心とした環境防災関連費用の発生などにより、前連結会計年度に比べて36,317百万円減益(△27.7%)の94,589百万円となりました。

[電力卸供給事業]

現在、神鋼神戸発電所では、最大出力140キロワットの電力を供給しております。当事業の売上高は、電力単価に転嫁される石炭価格の上昇により、前連結会計年度に比べて1,649百万円増収(2.5%)の66,858百万円となり、営業利益は、安定操業のための設備保全費用増加などにより前連結会計年度に比べて1,508百万円減益(△7.7%)の18,021百万円となりました。

[アルミ・銅関連事業]

アルミ圧延品の販売量は、飲料用缶材は天候不順の影響により減少したものの、国内、輸出とも自動車向けや、半導体製造装置向け板材、アルミディスク材などが堅調に推移したことから、前連結会計年度並となりました。

銅圧延品の販売量は、板条が自動車用電装部品向けを中心に電子材料分野において引き続き堅調に推移したことや、銅管が海外を中心に増加したことなどから、前連結会計年度を上回りました。

アルミ鋳鍛造品については、液晶向けが調整局面にあるものの、自動車向けの売上数量、売上高ともに好調に推移しました。

以上のような状況のもと、全体としての販売量は前連結会計年度並となったものの、地金価格の高騰により販売価格が押し上げられたことなどから、当事業の売上高は前連結会計年度に比べて92,364百万円増収(30.3%)の397,309百万円となり、営業利益は、アルミ・銅の地金価格高騰に伴う在庫評価の影響などによる収益押し上げ効果などにより、前連結会計年度に比べて11,308百万円増益(48.4%)の34,670百万円となりました。

[機械関連事業]

国内向け受注高は、好調な民間設備投資を背景に、圧縮機、圧延機械などの受注が引き続き堅調に推移したことに加え、環境分野において廃棄物処理及び汚泥処理の大型案件を受注したことなどにより、前連結会計年度に比べて34,571百万円増(23.6%)の181,165百万円となりました。また、海外向け受注高は、中東やアジア、北米での石油精製、石油化学、エネルギー業界における活発な設備投資を背景に、圧縮機や樹脂機械、リアクターなどの受注が引き続き好調に推移したことに加え、大型の天然ガススペースの直接還元製鉄プラントを受注したことなどから、前連結会計年度に比べて34,633百万円増(37.3%)の127,501百万円となりました。

この結果、当事業全体での受注高は、前連結会計年度に比べて69,204百万円増(28.9%)の308,667百万円となり、当連結会計年度末の受注残高は前連結会計年度と比べて59,427百万円増(24.1%)の306,157百万円となりました。

また、当事業の売上高は、好調な受注を受け、前連結会計年度に比べて21,669百万円増収(8.4%)の280,946百万円となり、営業利益は前連結会計年度に比べて11,750百万円増益(113.2%)の22,132百万円となりました。

[建設機械関連事業]

油圧ショベルの国内市場は、公共工事が引き続き減少傾向にあるものの、堅調な民間投資や中国など海外市場への中古車輸出による国内ストック台数の減少などを背景とした更新需要に支えられて、好調に推移しました。海外についても、米国市場に減速感がみられるものの、中国市場が急速に回復・拡大したことなどから、総じて好調に推移しました。また、クレーン事業についても中東や東南アジアを中心に好調に推移したことから、当事業の売上高は前連結会計年度に比べて58,355百万円増収(25.7%)の285,382百万円となり、営業利益は前連結会計年度に比べて5,974百万円増益(67.7%)の14,802百万円となりました。

[不動産関連事業]

不動産販売事業において、分譲マンションの引渡し戸数が減少したことなどから、当事業の売上高は前連結会計年度に比べて5,882百万円減収(△12.5%)の41,362百万円となりましたが、コストの改善などにより営業利益は前連結会計年度に比べて若干増益の5,314百万円となりました。

[電子材料・その他の事業]

液晶ディスプレイの在庫調整の影響並びに代替素材との競合によって、配線膜用ターゲット材の販売量が減退したものの、エレクトロニクス関連を中心とした試験分析需要を着実に取り込んだことなどから、売上高は前連結会計年度に比べて2,450百万円増収(4.0%)の63,578百万円となりました。営業利益は、配線膜用ターゲット材の需要減退の影響もあり前連結会計年度に比べて3,161百万円減益(△18.1%)の14,304百万円となりました。

次に、所在地別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

中国をはじめとするアジアや米国経済が総じて堅調に推移したことにより、全セグメントの売上高に占める「その他の地域」の割合が増加しました。

[日本]

鉄鋼関連事業では、自動車・造船などの製造業向け高級鋼を中心とする堅調な需要を確実に取り込むとともに、値上げの一部進展などにより、販売価格も若干上昇いたしました。また、鋳鍛鋼品やチタン製品、溶接材料は、旺盛な需要を背景に好調に推移いたしました。

アルミ・銅関連事業では、自動車及びIT・半導体分野向けの出荷が好調に推移したものの、天候不順の影響により飲料用缶材は低迷いたしました。一方、地金価格の高騰によって販売価格が押し上げられるとともに、総平均法による在庫評価に伴って収益が押し上げられました。

機械及び建設機械関連事業につきましては、好調な国内の民間投資やアジア・中東などにおける旺盛な需要を背景に、好調に推移いたしました。

この結果、売上高は1,801,971百万円となり、営業利益は193,747百万円となりました。

[その他の地域]

中国をはじめとするアジアや米国などの堅調な経済環境を背景に、中国の建設機械関連子会社、東南アジアの磁気ディスク用アルミ基板の製造販売子会社や電子材料用銅合金の加工販売子会社、北米における直接還元製鉄プラントのエンジニアリング子会社や自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造販売子会社などの業績が、好調に推移しました。

この結果、売上高は215,127百万円となり、営業利益は14,883百万円となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等を含んでおりません。(以下「生産、受注及び販売の状況」において同じ。)

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度においては、営業活動によるキャッシュ・フロー172,785百万円を確保したものの、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△128,557百万円となったこと及び自己株式の取得、配当金の支払などの財務活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△48,823百万円となったことから、現金及び現金同等物は3,701百万円の減少となりました。これに連結範囲の変動に伴う増減額を調整した結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,677百万円増加し、98,162百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益が増加したものの、法人税等の支払が増加したことなどにより、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて25,395百万円減少の172,785百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の取得に伴う支出が増加したことなどから、当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて34,342百万円支出が増加し、△128,557百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出や配当金の支払が増加したものの、社債の発行、及び長期借入れの実施などにより、当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて44,769百万円支出が減少し、△48,823百万円となりました。

2. 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の生産実績は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (18. 4～19. 3)	
		生産数量 (千トン)	前期比 (%)
鉄鋼 関連事業	粗鋼	7,929	+3.6
アルミ・銅 関連事業	アルミ圧延品	354	+0.2
	銅圧延品	149	+5.5

(2) 受注状況

当連結会計年度における機械関連事業の受注状況は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (18. 4～19. 3)			
		受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
機械 関連事業	国内	181,165	+23.6	150,782	+23.1
	海外	127,501	+37.3	155,374	+25.1
	合計	308,667	+28.9	306,157	+24.1

(3) 販売実績

当連結会計年度における事業の種類別セグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (18. 4～19. 3)	
	金額 (百万円)	前期比 (%)
鉄鋼関連事業	830,696	+9.5
電力卸供給事業	66,858	+2.5
アルミ・銅関連事業	397,309	+30.3
機械関連事業	280,946	+8.4
建設機械関連事業	285,382	+25.7
不動産関連事業	41,362	△12.5
電子材料・その他の事業	63,578	+4.0
消去又は全社	△55,838	—
合計	1,910,296	+14.6

(注) 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (17. 4～18. 3)		当連結会計年度 (18. 4～19. 3)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
神鋼商事(株)	247,852	14.9	302,506	15.8
(株)メタルワン	193,735	11.6	200,405	10.5

3. 【対処すべき課題】

今後の見通しにつきましては、国内の設備投資や個人消費など民間需要が引き続き増加すると見込まれるなど、景気は引き続き緩やかな拡大が続くものと予想されますが、米国経済の動向や中国での鋼材生産の更なる拡大による汎用品市況の軟化など懸念される要素もあり、必ずしも楽観できる状況ではありません。

このような状況の中、当社グループが取り組むべき重点事業戦略は、次のとおりであります。

鉄鋼関連事業では、鋼材分野において、需要の安定ないし成長が期待される製造業向け高級鋼の拡販に引き続き努めるとともに、鋳鍛鋼、チタンの分野では需要拡大への対応を図ります。また、高炉改修など実施中の設備投資案件を確実に立ち上げ、その投資効果を早期に最大限発揮することにより、製造技術を強化し、省エネルギー・コストダウンを進めるとともに、安定した生産体制の構築、環境配慮への一層の取り組みを実施いたします。加えて、中長期的な観点から、原料の安定調達の確保、技能継承の円滑な推進など、事業基盤の強化に着実に取り組んでまいります。

溶接材料分野では、引き続き旺盛な需要を確実に取り込むとともに、需要の伸びが期待される海外を中心に、造船分野などで多用されているフラックス入りワイヤを事業拡大の基軸として世界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

電力卸供給事業では、設備保全の更なる強化や操業技術の蓄積を図り、安定操業の継続と収益の確保に努めてまいります。

アルミ・銅関連事業では、今後も拡大が見込まれる自動車・IT関連分野を重点分野と位置づけ、経営資源を積極的に投入してまいります。特に、アルミディスク材及び自動車のサスペンション用アルミ鍛造品で積極的な事業展開を行ない、収益の拡大に努めてまいります。また、地金価格の高止まりによるコストアップに対し、販売価格の改善に努めるとともに、既存設備の能力増強などを実施し、品質と生産性の向上に取り組んでまいります。

機械関連事業では、好調な需要環境を収益に確実につなげるべく、基盤設備を増強し、生産能力の確保を行なうとともに、品質向上とコストダウンに取り組んでまいります。需要環境の厳しい環境分野では、徹底したコスト削減により収益力の強化を進めてまいります。また、直接還元製鉄プラントや次世代製鉄法などの新鉄源ビジネスへの取り組みを一層強化し、収益源としての育成に努めてまいります。

建設機械関連事業では、好調な需要環境が継続する中、海外展開を強化し、販売台数の更なる拡大を目指すとともに、事業環境の変化に対する適応力の強化を図るべく、事業基盤強化策を推進してまいります。

不動産関連事業では、賃貸・ビルマネジメント事業などの安定収益分野の拡充を引き続き進めるとともに、分譲事業についても、事業用地の取得や他社との共同事業などを安定的に推進してまいります。

電子材料・その他の事業では、液晶ディスプレイ用ターゲット材における代替素材との競争激化に対し、新製品の早期実用化を推進するとともに、生産性の向上やコストダウンなどを着実に実行することにより、収益の確保を図ってまいります。

なお、昨年5月に加古川製鉄所及び神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱い、ボイラ設備事故の所管当局への未報告などの事象が判明しました。当社は、再発を防止するため、また、環境保全とコンプライアンスを徹底するため、従業員に対する環境保全・コンプライアンス教育、組織の変更を伴う環境管理体制の強化、社外の有識者をメンバーとする環境管理委員会の設置、社外のコンサルタントの参画による環境監査の強化などに取り組んでおります。また、設備面、技術面でも、ボイラの脱硫のための石灰を定量的かつ確実にボイラに投入できる装置の設置などばい煙対策を着実に実行し、再発を防止する体制を強化しております。

加えて、粉じん対策として加古川製鉄所に防じんネットを設置するなど、地域の環境保全のための設備投資を積極的に実行しております。

当社としては、今後も環境保全とコンプライアンスを経営の重要課題として位置づけ、当社のみならず、グループを挙げて環境保全とコンプライアンス体制の再徹底に取り組んでいく所存であります。

当社は、平成18年4月27日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「原方針」といいます。）を決定し、同日付で公表いたしました。原方針は、平成18年6月28日開催の当社取締役会において、これに先立ち開催された当社定時株主総会で選任された当社取締役会全員の賛成により、平成19年6月開催の当社定時株主総会終了後、最初に開催される取締役会終了のときまで継続しておりました。

その後、当社は、会社法の施行や証券取引法の改正等を踏まえ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての原方針の在り方について更なる検討を行なっていました。

当社は、かかる検討の結果、平成19年4月26日の当社取締役会において、当社取締役会全員の賛成により、原方針の期間満了に伴い、原方針を改定する新たな「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下、「本対応方針」といいます。）を採用することを決定いたしました。

なお、本対応方針中の「3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」として当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合及びしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）につきましては、本プランの採用及びそれに基づく対抗措置の発動が、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランの導入につきましては平成19年6月開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

本対応方針は以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のおが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付が行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為及び提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為及び提案を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 「中期経営計画」による企業価値の向上への取組み

当社グループは、平成18年4月に、平成20年度を最終年次とする3カ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定いたしました。その中で、①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④CSRの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元を基本方針に、当社の企業価値の向上に取り組んでおります。

本計画における主な財務目標とこれに対応する平成18年度の実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成20年度 中 期	平成18年度 実 績
売上高	19,000 程度	19,102
経常利益	1,800 以上	1,832
当期純利益	1,000 以上	1,096
ROA (税引き後当期純利益/総資産)	5.0% 以上	4.9%
有利子負債残高	5,500 以下	6,212
(IPPプロジェクトファイナンスを含む有利子負債残高)	(6,500 以下)	(7,422)
D/Eレシオ ※	0.8倍 以下	1.2倍
(IPPプロジェクトファイナンスを含むD/Eレシオ)	(0.9倍 以下)	(1.4倍)

※IPPプロジェクトファイナンスを除く有利子負債残高/株主資本

(2) コーポレート・ガバナンス (企業統治) の強化による企業価値向上への取組み

当社は、以下の施策を通して、コーポレート・ガバナンスの充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげ、もって企業価値の向上に取り組んでおります。

① 当社は、会社法のもと、監査役設置会社制を採用しており、社外監査役2名を含む4名で構成される監査役会を置いています。これによって取締役の職務執行の監督機能を果たしていますが、更にコーポレート・ガバナンス機能の中心となる取締役会の機能を充実させるべく体制の整備に努めております。この度、取締役会における意思決定の透明性を高めると共に、株主の視点を会社経営の意思決定に一層反映させやすくすることを目的として、現在の9名の取締役に加えて、2名の社外取締役を選任することを平成19年6月開催の当社定時株主総会で承認いただきました。

当社は、事業ユニット毎の収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして、社内カンパニー制を敷いております。

当社の事業を取り巻くリスクについては、意思決定に際して、当該案件に関連するリスクを的確に分析し評価するために、あらかじめ明確な決裁基準を設けており、この基準にしたがって、厳格な運用がなされております。平成13年10月より各種リスクを抽出し、その予防保全策、モニタリング体制、責任体制を定めた『リスク管理規程』を制定しております。各部門がこの規程に従って想定リスクを回避し、リスク発生時の損害を最小化するようリスク管理体制を構築しております。

② 当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置づけております。平成12年6月に法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定し、その後の事業環境の変化に応じて、平成15年3月、平成17年4月、平成18年4月と三度改定を行っております。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会に貢献するために会社及び役員、社員が守るべき規範・基準を定めるものであります。

平成15年6月、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、様々な取組みを実施しております。同委員会は、コンプライアンス推進計画の立案と進捗状況の確認の他、「内部通報システム」に通報のあった事案に関する施策を取締役に上程するなどして、コンプライアンス経営の実効性を高めております。

更に、当社はこのような取組みを当社グループ全体にも広げるべく、主なグループ会社においても『企業倫理綱領』を制定し、「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、外部の弁護士を受付窓口とする「神鋼グループ内部通報システム」を構築するとともに、各社において役員を含めた全社員のコンプライアンス意識への浸透を図るため、各種マニュアルの作成、教育などを実施しております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、1. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき、一定の措置を講じることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします(以下、「本プラン」といいます。)

(1) 本プランの趣旨

当社株券等に対する買付が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検

討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにするものです。

(2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が十分か否か等の判断並びに下記(5)～(7)に記載する対抗措置の発動及び中止の可否についての当社取締役会への勧告等を行ないます。

(3) 本必要情報の提供

(a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値及び株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様及び当社取締役会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続に従って提供していただきます。

(b) 求める情報

1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は原則として次項2)に例示する項目ですが、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容により異なるため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報リストにより定めることといたします。

2) 本必要情報の具体的内容

①大規模買付者及びそのグループの概要

②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付を予定する議決権割合を含む。）

③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び内容

④買付対価の算定根拠

⑤買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含む。）

⑥大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画、資産活用策

⑦大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの具体的な根拠

⑧当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無、内容

(c) 本必要情報提供にかかる手続

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、本プランに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会が当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、追加的に情報提供していただくことがあります。独立委員会が必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

なお、大規模買付行為の意向表明等があった事実につきましては、法令及び関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 取締役会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い独立委員会が必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社

の株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

なお、買付行為評価期間の開始及び終了時には、それぞれ法令及び関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報の評価・検討を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものいたします。

また、独立委員会は、買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、買付行為評価期間を相当期間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとし、この場合、独立委員会は、買付行為評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項については、決議後速やかに公表を行ないます。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(8)に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明や代替案の提示を行なうこと等により、当社株主の皆様を説得することとどめ、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、下記(8)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置をとる場合

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等（下記6.（5）に定義します。以下同じ。）の買収を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行なうことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益、企業価値が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると合理的根拠をもって判断できる場合

(6) 対抗措置の発動手続（公正性の担保）

上記(5)に記載のとおり、本プランに則って一連の手続が行なわれたか否か及び本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

(7) 対抗措置の発動の停止等

独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行なわれた後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当て後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または、(b)上記勧告の判断の前提となった事実関係等に重大な変動が生じ、(i)大規模買付者等による買付等が上記3.(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii)該当しても新株予約権無償割当てを行なうこともしくは本新株予約権を行使させることが相当でない、と、独立委員会が判断するに至った場合には、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得等について決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行ないます。

(8) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記(5)及び(6)に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（特定株主グループを含みます。以下、本(8)において同じ。）は新株予約権を行使できないこと等、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様へ割り当てることとし、当社取締役会は、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(a) 新株予約権無償割当ての対象となる株主及び割り当てる新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行ないます。

(c) 新株予約権無償割当てが効力を生じる日

新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権1個あたり1円とします。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者は新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

(h) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって新株予約権を取得することができるものとします。ただし、大規模買付者が保有する新株予約権及び当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する当該新株予約権については取得しないものとすることができます。

なお、当社がかかる新株予約権の取得を行なう場合、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として交付する場合があります。

(i) 端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。

(9) 権利行使の停止

上記(8)の定めにかかわらず、当社が、法令（外国の法令を含みます。本(9)において同じ。）を遵守するために、何らかの措置を講ずることまたは講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるためまたは当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行なわれた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に対する通知は行ないません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、新株予約権無償割当て自体は行なわれませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを行なうことがあります。本新株予約権の仕組上当社株主の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行ないます。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主及び投資家の皆様に与える影響

上記3.(7)に記載のとおり、独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行なわれた後においても、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当ての後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行なうことがあります。

なお、新株予約権無償割当ての決議がなされた後、新株予約権無償割当てが中止され、または割当ての後に全ての新株予約権が当社により取得された場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 名義書換手続

新株予約権無償割当てを行なうことが決議された場合、別途当社取締役会が決定し公告する基準日（割当日）までに名義書換を完了していただかない限り、新株予約権無償割当てを受けることができませんので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行なっていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行なっている株券については、名義書換手続は不要です。）。

(b) 本新株予約権の申込手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様は割り当てられ、割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続は必要ありません。

(c) 本新株予約権の行使手続

本新株予約権を行使する場合には、新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれましては権利行使期間内に本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。

本新株予約権に、本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができるの条項が定められている

場合には、当社が取得の手続をとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。

5. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける「中期経営計画」による企業価値の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、現在の経営者のかかる取組みの是非についての判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と株主の皆様による取締役の選解任権の行使を通じて、そのご意思に委ねられております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制及びその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役に対する職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、及びこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる「中期経営計画」による企業価値の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制並びにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらす、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

更に、本プランの導入は、株主総会における当社株主の皆様が承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持が株主共同の利益を損なうと判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様が意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

(3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されております。当社は取締役の任期を1年としており、解任のための株主総会決議要件の加重も一切行なっておりませんので、経営者は、毎年、株主の皆様による過半数の決議による承認を受けるべき立場にあります。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲での情報提供等のルールの遵守の要請や、必要に応じて対抗措置の発動を定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討し、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

6. 定義

(1) 大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為をいいます。

(2) 大規模買付者

大規模買付行為を行なう者及びその特定株主グループをいいます。

(3) 特定株主グループ

当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、またはこれらと同一の者として取締役会で定める者をいいます。

(4) 議決権割合

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数〔同項に規定する保有株券等の数をいいます。〕も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行なう者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行なう者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(5) 当社株券等

証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

7. その他

(1) 言語

本プランに基づく本必要情報の提供その他当社への通知、連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(2) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものといたします。

(3) 本プランの発効日と有効期限

本プランは、平成19年6月開催の当社定時株主総会の終了後、最初に開催される取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(4) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は平成19年4月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

4. 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、次のとおりであります。

① 主要市場の経済状況等

当社グループの主要セグメントである鉄鋼、アルミ・銅、機械、建設機械の国内向け販売は、自動車、電気機械、建築・土木、IT、飲料容器、産業機械などを主な需要分野としております。一方、当連結会計年度の海外向け販売は全売上高の29.5%であり、最大の需要国である中国を含むアジア地域が、海外売上高の過半を占めております。

従って、当社グループの業績はこれらの需要分野の動向、需要地域における経済情勢等の影響を受けます。また海外の各需要地域における政治・社会情勢、関税、輸出入規制、通商・租税その他の法的規制の動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各製品市場において、国内外の競合各社との厳しい競争状態にあり、その状況次第では当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 鋼材販売価格の変動

国内鋼材販売の形態は、大きくは製品数量・規格等を直接需要家との間で取り決めて出荷する「紐付き」と、需要家が不特定の状態で出荷する「店売り」とに分かれますが、当社の場合ほとんどが「紐付き」です。鋼材の需給状況が変動した場合、「店売り」価格の方がより敏感に連動するものの、最終的には「紐付き」価格も影響を受けることとなります。

一方、鋼材販売量の20%強を占める輸出鋼材の販売価格についても、各需要地域における鋼材需給状況の変動による影響を受けます。

③ 鉄鋼原料等の価格変動

当社グループは、鉄鉱石、石炭、合金鉄・非鉄金属等の鉄鋼原料を主として海外より調達しております。特に、鉄鉱石及び石炭については、原産国や供給者が世界的にも限られていることから、需給状況が国際市況に与える影響は大きくなりがちであり、当社グループの業績にも影響を及ぼします。

また、アルミ・銅関連事業におきましては、アルミ・銅の地金価格の変動は基本にお客様に転嫁する仕組みとなっております。しかしながら、地金価格の市況が短期間に大きく変動した場合には、在庫評価などによって、当社グループの業績が一時的に影響を受ける可能性があります。

更に、当社グループは、鉄鋼、アルミ・銅関連事業における耐火物等の副資材、設備投資関連資材、及び機械関連事業における電装品、油圧機器、内燃機器等の資機材を外部調達しており、これら資機材の価格変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

④ 為替レートの変動

当社グループの外貨建て取引は主として米ドル建てで行なわれており、当連結会計年度におけるドル収支は輸入超過であります。当社グループは、短期的な対応として為替予約等を実施しておりますが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替レートの変動は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 金利率の変動

当連結会計年度末の当社グループの有利子負債残高は7,422億円（電力卸供給事業に関するプロジェクトファイナンスを除くと6,212億円）であり、大部分は金利率が固定された負債であります。金利率を固定していない負債については、金利率の変動により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 事故、災害等による操業への影響

当社グループの生産設備の中には、鉄鋼関連の高炉、転炉など高温、高圧での操業を行なっている設備があります。また、高熱の生産物、化学薬品等を取り扱っている事業所もあります。

対人・対物を問わず、事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社グループの生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、大規模地震や台風等の自然災害により生産設備等に被害を受けた場合には、操業に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 環境規制等の影響

鉄鋼、アルミ・銅関連事業を中心に、その生産活動の過程において廃棄物、副産物等が発生します。当社グループでは、国内外の法規制に則った適切な対応に努めておりますが、関連法規制の強化等によって、過去に売却した工場跡地等であっても土壌汚染の浄化のための費用が発生するなど、環境対策費用が発生し業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 投資有価証券の価値変動

当社グループが保有する投資有価証券の当連結会計年度末の貸借対照表計上額は2,466億円です。上場株式の株価変動などに伴う投資有価証券の価値変動は、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、年金資産（退職給付信託を含む）を構成する上場株式の株価変動により、退職給付会計における数理計算上の差異が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 訴訟のリスク

当社グループは、国内、海外において多岐にわたる分野で事業活動を行っており、その遂行にあたっては、法令その他の社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行なうことを指針としております。しかしながら、当社グループ各社及び従業員の法令等に対する違反の有無にかかわらず、製造物責任法や知的財産権の問題等で訴訟を提起される可能性があり、その結果によっては、業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点では予測できない上記以外の事象の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

5. 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

契約会社	相手会社	契約内容	契約期間
コベルコクレーン(株) (連結子会社)	ハーニッシュ フィガー CO. (アメリカ)	採掘用電気ショベル	昭和56年7月1日から 平成22年12月31日まで
(株)神戸製鋼所 (当社)	J F E スチール(株)	酸素上吹き脱ガス操業技術	平成2年8月27日から 許諾特許満了の日まで
(株)神鋼環境ソリューション (連結子会社)	レンチェス Ges. M. B. h (ドイツ)	都市ごみストーカ式焼却炉及び 廃熱ボイラーの製造・操業技術	平成11年1月23日から 10年間

(2) 技術供与契約

契約会社	相手会社	契約内容	契約期間
コベルコ建機(株) (連結子会社)	コベルコ コンストラクション マシナリー アメリカ, INC (アメリカ)	油圧ショベルの製造技術	平成元年7月1日から 解約通知まで
コベルコ建機(株) (連結子会社)	ニューホランド・コベルコ・コ ンストラクション・マシナリ ー・ S. p. A (イタリア)	油圧ショベル、ミニショベルの 製造技術	平成14年1月10日から 平成24年12月31日まで
(株)神戸製鋼所 (当社)	メサビ ナゲット, LLC (アメリカ)	新還元溶解製鉄法 (I T m k 3プロセス)	平成14年2月22日から 無期限

(3) その他の経営上の重要な契約

1) U S X社との契約

平成3年3月、当社はU S X社と米国において溶融亜鉛めっき鋼板の製造・販売に関する合弁事業を行なうことについて合意し、「プロテック コーティング CO.」を設立いたしました。

2) アルコア社との契約

平成2年9月、当社はアルコア社とアルミ事業に係る提携について基本合意しました。

自動車用アルミ板材については、平成4年6月、アルミ板材の生産・販売及びアルミ板材等の研究開発を行なう合弁事業として、日本及び米国においてそれぞれ「神鋼アルコア輸送機材(株)」、「アルコア コウベ トランスポートーション プロダクツ, INC.」を設立いたしました。

また、平成15年8月、今後ますます進展する自動車メーカーのグローバル展開と軽量化ニーズに、より幅広い品目に対応するため、関係を強化・拡大することに合意しました。

平成19年1月、神鋼アルコア輸送機材(株)、アルコア コウベ トランスポートーション プロダクツ, INC. の両合弁事業を解消し、従来神鋼アルコア輸送機材(株)が行なってきた日本国内での製品販売は全て当社が引き継ぎました。

現在、アルコア社とは共同研究開発などの分野を中心に、技術提携関係を継続しております。

3) 電力卸供給事業（I P P事業）に関する契約

関西電力(株)との契約

- ① 平成9年1月、当社は関西電力(株)との間で、神戸製鉄所における石炭火力発電70万キロワット（1号機）について、電力卸供給に関する契約（契約期限：平成29年3月 期間延長条項あり）を締結し、平成14年4月に連結子会社である神鋼神戸発電(株)が営業運転を開始いたしました。
- ② 平成10年1月、当社は関西電力(株)との間で、神戸製鉄所における石炭火力発電70万キロワット（2号機）について、電力卸供給に関する契約（契約期限：平成31年3月 期間延長条項あり）を締結し、平成16年4月に連結子会社である神鋼神戸発電(株)が営業運転を開始いたしました。

神鋼神戸発電(株)（当社の連結子会社）との契約

- ① 当社は、関西電力(株)との間で平成9年1月及び平成10年1月に締結した電力卸供給に関する契約を、平成13年9月に連結子会社である神鋼神戸発電(株)に移管いたしました。
- ② 平成13年9月、当社は神鋼神戸発電(株)との間で、電力卸供給事業の運営及び管理業務並びに操業及び保守維持管理業務について、当社が受託する契約を締結いたしました。

事業資金に関する限度貸付契約

平成13年9月、連結子会社である神鋼神戸発電(株)は、金融機関等14社と電力卸供給事業の事業資金に関する限度貸付契約を締結いたしました。この契約に基づく平成19年3月31日現在の借入金残高は、1,210億円であります。

4) CNHグローバル社との契約

平成13年3月、当社及び連結子会社であるコベルコ建機(株)は、CNHグローバル社との間で、建設機械事業の国際的な提携関係に入ることで基本合意し、平成13年9月に包括提携に関する契約を締結し、平成14年1月にCNHグローバル社に対し、当社の保有するコベルコ建機(株)の発行済株式の10.0%及びコベルコ アメリカ ホールディングス INC.の保有するコベルコ コンストラクション マシナリー アメリカ LLCの持分の65.0%を譲渡いたしました。

また、平成14年7月に、CNHグローバル社に対し、当社の保有するコベルコ建機(株)の発行済株式の10.0%、コベルコ建機(株)が保有するコベルコ コンストラクション マシナリー（ヨーロッパ）B.V.社の発行済株式の100%を譲渡いたしました。これと同時に、コベルコ建機(株)はCNHグローバル社から欧州市場において建設機械の生産販売を行なうニューホランド・コベルコ・コンストラクション・マシナリー・S.p.A社の発行済株式の20.0%を取得いたしました。

5) 新日本製鐵(株)・住友金属工業(株)との提携

新日本製鐵(株)との契約

- ① 平成13年12月、当社は、新日本製鐵(株)との間で双方の競争力強化のための相互連携を実施していくことに合意し、具体的な連携施策を検討し実施してまいりましたが、平成14年11月、一層踏み込んだ連携を目指した検討を行なっていくことに合意し、平成14年度において株式を相互に保有いたしました。
- ② 平成17年3月、連携施策の更なる深化を目的に、新日本製鐵(株)との間で株式の相互追加取得の検討について合意し、これに基づき平成17年度中に追加取得を完了いたしました。

平成18年度末時点で当社は新日本製鐵(株)の普通株式を28,017千株（発行済株式の0.41%）、新日本製鐵(株)は当社の普通株式を63,975千株（発行済株式の2.05%）、それぞれ保有しております。

住友金属工業(株)との契約

- ① 平成14年11月、当社は住友金属工業(株)との間で、熱延鋼板等の供給協力及び双方の競争力強化のための相互連携を検討していくことに合意し、平成15年1月に相互出資を実施いたしました。
- ② 平成17年3月、連携施策の更なる深化を目的に、住友金属工業(株)との間で株式の相互追加取得の検討について合意し、これに基づき平成17年度中に追加取得を完了いたしました。

平成18年度末時点で当社は住友金属工業(株)の普通株式を82,184千株（発行済株式の1.71%）、住友金属工業(株)は当社の普通株式を63,975千株（発行済株式の2.05%）、それぞれ保有しております。

新日本製鐵(株)・住友金属工業(株)との契約

- ① 平成14年11月、当社は新日本製鐵(株)及び住友金属工業(株)との間で、各社の事業効率化のための提携施策を検討することに合意し、覚書を締結いたしました。
- ② 平成18年3月、連携を深化・推進し、その成果を享受していく観点から、当社、新日本製鐵(株)、住友金属工業(株)のいずれかに買取提案がなされた場合に、他の二社への通知と要請に基づいて、買取提案が提携関係に与える影響及びその対応を共同して検討する旨を取決めた覚書を締結いたしました。

6. 【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、当社技術開発本部の保有する幅広い技術分野における技術力を核として、当社の各部門及び関係会社が保有する豊富な技術を組み合わせ、融合することによって、グループ全体にわたる研究開発への経営資源の投入を効果的に行なっております。

当社技術開発本部では、各事業の競争力強化のための研究開発に加え、将来に向けた新製品・新技術の先導研究を行なっております。一方、当社各部門及び連結子会社の技術開発部門では、事業競争力の強化に直結する製品及び生産技術の開発を行なうことにより、機能的な研究開発の役割分担を行なっております。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費は、24,893百万円であります。なお、本費用には、当社技術開発本部で行なっている横断的または基礎的研究開発などで、各事業区分に配分できない費用3,345百万円が含まれております。

主な事業の種類別セグメント毎の研究開発活動の状況は、以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

主に、当社鉄鋼部門及び溶接カンパニーの技術開発部門において、製品開発と生産技術の高度化の両面において積極的な研究開発に取り組んでおります。

鉄鋼部門では、当社の「オンリーワン製品」の拡販・創出並びにその利用技術、ものづくりのための生産技術力強化に向けての開発に注力しております。自動車用鋼板では世界最高レベルの加工性を実現した引張強度590～980MPa 溶融亜鉛めっきハイテン超高延びタイプが「コーベスーパーハイテン」のメニューに追加されました。線材では世界最高強度を有する弁ばね用線材「KHV12N」が二輪車に初採用されました。いずれも自動車・二輪車の軽量化に貢献しております。また、欧州voestalpine Automotive社との共同研究である「超高強度鋼板を適用した車体軽量化技術論文」が米国自動車技術会及び北米鉄鋼協会から2006年シドニーHメルボルン賞を受賞いたしました。環境配慮型商品としてはシックハウス症候群の原因の一つとされる屋内空間のホルムアルデヒドを吸着・分解する塗装鋼板「コーベプレコート エアブリーズ」を開発・商品化いたしました。鉄粉では工具寿命を大幅に改善する被削性改善材(KSX添加材)が新たに採用された他、バインダーフリーで黒鉛偏析を防止できるプレミックス粉(混合鉄粉)を世界で初めて開発しました。チタンでは合金材の自動車マフラー、ゴルフクラブなどへの採用が広がっております。また、溶接カンパニーでは、大型建築構造物に対応するため、溶接部の耐割れ性を向上させたサブマージアーク溶接材料「PFH-60BS/US-36L」や自動車向け薄鋼板用として高速溶接が可能なソリッドワイヤ「SEA-50FS」を開発・商品化するとともに、溶接ロボットの機能向上のために18軸化対応ソフトを開発しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、7,824百万円であります。

[アルミ・銅関連事業]

当社アルミ・銅カンパニーの技術開発部門において、缶材、エアコン用フィン材、車輛・OA向け押出形材など従来の主力製品の開発に加え、IT及び自動車分野に注力した研究開発を行なっています。また、生産技術分野においては自動化を進め、高精度な制御技術の開発により、品質と生産性を向上させ旺盛な需要に応じています。

当連結会計年度の主な研究開発成果として、IT分野では、次世代半導体の極微細線化に対応した半導体製造装置用表面処理電極材を開発し、ユーザーにて評価頂いております。自動車分野では、アルミ電磁成形ステイバンパーを世界で初めて開発・商品化し、これを組み込んだ軽量アルミバンパーシステムが自動車メーカーに採用されました。この他、新開発の高強度材を使用した軽量足回り部品の採用が増えております。また、従来より成形が難しいとされているトランクリッド等へのアルミパネル材適用に向けて新成形技術を開発し、実用化を進めております。銅板分野においても、IT化が進む自動車分野において、耐応力緩和特性を強化した端子材が採用された他、従来商品より更に挿入力の低いめっき材を開発し、ユーザー評価が進められております。また、(株)コベルコ マテリアル銅管では、高強度、耐食性銅管を開発しており、伝熱管の軽量化、耐食用途で採用が拡大しています。更にエアコン、大型冷凍機用伝熱管の高性能軽量化、エコキュート(CO2ヒートポンプ給湯機)用伝熱管の開発などで成果をあげております。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、2,539百万円であります。

[機械関連事業]

主に、当社機械エンジニアリングカンパニー及び新鉄源プロジェクト本部、石炭エネルギープロジェクト部、(株)神鋼環境ソリューションの技術開発部門において、製品・プロセス開発に取り組んでおります。

当連結会計年度の主な研究開発成果としては、機械エンジニアリングカンパニーでは、冷暖房可能な空冷ヒートポンプチラーとして業界最高のエネルギー効率を実現した超高効率空冷ヒートポンプチラー「ハイエフヒーボン」の電力3社との共同開発などがあります。新鉄源プロジェクト本部では、回転炉床炉による有用金属回収技術の実証試験中であります。更に、石炭エネルギープロジェクト部では改質褐炭(UBC)の大型実証プロジェクトをインドネシアで推進しております。また、(株)神鋼環境ソリューションでは、下水汚泥消化ガスの自動車用燃料化、都市ごみ処理施設「流動床式ガス化溶融炉」の性能向上、PCB汚染物のプラズマ分解技術の開発、より低溶出のグラスライニング技術の開発などに注力し成果をあげております。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、5,075百万円であります。

[建設機械関連事業]

主に、コベルコ建機(株)、コベルコクレーン(株)の技術開発部門において、主力製品である油圧ショベル、クローラクレーンなどの安全性向上、排ガス対応/騒音低減などの環境対応に加え、建設リサイクル機械/金属リサイクル機械の開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における主な研究開発成果としては、第3次排ガス規制に対応したクローラショベル6機種、ホイールショベル1機種、海外向けクローラクレーン16機種の上市などがあります。またハイブリッドショベルの実機を各種建設機械展示会に参考出品しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、4,593百万円であります。

7. 【財政状態及び経営成績の分析】

① 経営成績についての分析

当連結会計年度の経営成績につきましては「第2 事業の状況 1. 業績等の概要」に記載しましたとおり、世界的に景気の拡大基調が続く中、需要の最大限の取り込みや販売価格の改善に注力してきた結果、好調に推移し、前連結会計年度に比べ売上高は増収、経常利益は増益となりました。売上高は前連結会計年度に比べ2,429億円増収の1兆9,102億円となり、営業利益は117億円減益の2,086億円、経常利益は63億円増益の1,832億円となりました。

鉄鋼関連事業につきましては、売上高は前連結会計年度の7,583億円に比べ723億円増収の8,306億円となりました。鋼材需要は、拡大を続ける世界経済を背景に高水準で推移し、特に中高級品分野においては、自動車、造船などの製造業が需要を牽引し国内外とも旺盛な需要が継続しました。また汎用品分野においては、一時的に在庫調整局面はあったものの、全体として需要は堅調さを持続しました。このような状況を受けて、当社の粗鋼生産量は前連結会計年度の756万トンを超え783万トンとなりました。販売価格についても、当社が得意とする高級品の堅調な需要を背景に、値上げが一部進展したことなどから、若干上昇しました。また、鋼材に加えて、鋳鍛鋼品では造船分野向け、チタン製品では航空機分野向けを中心とした旺盛な需要に対応して売上を伸ばしました。収益面では、鋼材出荷の増加やコストダウンによる増益効果の一方で、前連結会計年度に収益を押し上げた総平均法による在庫評価益の減少影響160億円、減価償却方法変更の影響50億円、保全工事費を中心とした環境防災関連費用の発生170億円などの要因から、当事業の営業利益は、前連結会計年度の1,309億円に比べ363億円減益の945億円となりました。

電力卸供給事業につきましては、売上高は電力単価に転嫁される石炭価格の上昇により、前連結会計年度の652億円に比べ16億円増収の668億円となりました。営業利益は、安定操業のための設備保全費用増加などにより、前連結会計年度の195億円に比べ15億円減益の180億円となりました。

アルミ・銅関連事業につきましては、売上高は前連結会計年度の3,049億円に比べ923億円増収の3,973億円となりました。アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材が天候不順の影響により減少しましたが、自動車向けや半導体製造装置向けの板材、アルミディスク材などが堅調に推移したことから、全体では前連結会計年度並の329千トンとなりました。銅圧延品の販売数量は、板条が自動車用電装部品向けを中心に堅調に推移したことなどから、前連結会計年度の63千トンから3千トン増加し66千トンとなりました。また、銅管の販売数量は海外を中心に拡大し、前連結会計年度の77千トンから4千トン増加し81千トンとなりました。このように、販売量は全体としては概ね前連結会計年度並となりましたが、当連結会計年度においては、原料のアルミ地金、銅地金が価格上昇を続けたことにより売上高は増加し、収益面においても総平均法に基づく在庫評価に伴う収益押し上げ効果も寄与し、営業利益は、前連結会計年度の233億円に比べ113億円増益の346億円となりました。

機械関連事業につきましては、国内向け受注は、好調な民間設備投資を背景に、圧縮機、圧延機械などの受注が堅調に推移したことに加え、廃棄物処理の大型案件を受注したことなどにより、前連結会計年度の1,465億円に比べ345億円増の1,811億円となりました。また海外向けの受注は、中東やアジア、北米での石油精製、石油化学、エネルギー業界における活発な設備投資を背景に、圧縮機や樹脂機械、リアクターなどの受注が引き続き好調に推移したことに加え、大型の天然ガスベースの直接還元製鉄プラントを受注したことなどから、前連結会計年度の928億円に比べ346億円増の1,275億円となりました。この結果、当事業全体の受注高は、前連結会計年度の2,394億円に比べ692億円増の3,086億円となり、当連結会計年度末の受注残高は3,061億円となりました。好調な受注を反映し、売上高は前連結会計年度の2,592億円に比べ216億円増収の2,809億円となりました。また、営業利益は、前連結会計年度の103億円に比べ117億円増益の221億円となりました。

建設機械関連事業につきましては、油圧ショベルの国内市場は、公共工事が引き続き減少傾向にあるものの、堅調な民間投資や中国など海外市場への中古車輸出による国内ストック台数の減少などを背景とした更新需要に支えられて、好調に推移しました。海外についても、米国市場に減速感がみられるものの、中国市場が急速に回復・拡大したことなどから、総じて好調に推移しました。また、クレーン事業についても中東や東南アジアを中心に好調に推移したことから、当事業の売上高は前連結会計年度の2,270億円に比べ583億円増収の2,853億円となりました。また、営業利益は、前連結会計年度の88億円に比べ59億円増益の148億円となりました。

不動産関連事業につきましては、分譲マンションの引渡し戸数が減少したことなどから、売上高は前連結会計年度の472億円に比べ58億円減収の413億円となりましたが、コストの改善などにより、営業利益は前連結会計年度の51億円に比べ若干増益の53億円となりました。

電子材料・その他の事業につきましては、液晶ディスプレイの在庫調整の影響並びに代替素材との競合によって、配線膜用ターゲット材の販売量が減退したものの、エレクトロニクス関連を中心とした試験分析需要を着実に取り込んだことなどから、売上高は前連結会計年度の611億円に比べ24億円増収の635億円となりました。営業利益は、配線膜用ターゲット材の需要減退の影響もあり、前連結会計年度の174億円に比べ31億円減益の143億円となりました。

営業外損益につきましては、持分法適用会社の収益改善が寄与したこと、受取配当金増などによる金融収支の好転等から、前連結会計年度の△434億円に比べ181億円改善し、△253億円の損失となりました。

特別損失につきましては、固定資産の減損損失を△47億円、土壌汚染対策など環境対策費用を△31億円計上しました。これらの結果、特別損益は△79億円の損失となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度の1,526億円から226億円増益の1,753億円となり、税引き後当期純利益は前連結会計年度の845億円から251億円増益の1,096億円となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等を含んでおりません。

② 資金の流動性についての分析

当連結会計年度の主な資金需要は、鉄鋼関連事業における高炉改修等を中心とした設備投資に係る支払1,236億円、自己株式の取得に伴う支払302億円、及び配当金の支払277億円に加えて、社債の償還684億円、長期借入金の返済601億円等であります。これらの資金需要に対しては、主に事業利益の計上等により確保した営業キャッシュ・フロー1,727億円などを自己資金として充当し、一方で、外部資金調達として、1,204億円の長期借入による資金調達を行ない、また社債の発行を611億円実施いたしました。

③ 財政状態についての分析

原材料価格の上昇などによるたな卸資産の増加や、事業競争力強化を図るための戦略投資、及び高炉改修など安定生産のベースとなる投資を実施したことなどにより、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末の2兆742億円に比べ1,673億円増加し2兆2,415億円となりました。電力卸供給事業に係るプロジェクトファイナンスを除いた当連結会計年度末の有利子負債残高については、前連結会計年度末の5,891億円に比べ321億円増加し6,212億円となりました。また、プロジェクトファイナンスを含めた有利子負債残高は、前連結会計年度末の7,209億円に比べ213億円増加し7,422億円となりました。

純資産については、自己株式の取得に伴う支出302億円、剰余金の配当280億円などによる減少がありましたが、1,096億円の当期純利益を計上したこと、及び新たに少数株主持分を純資産として表示したことなどから、前連結会計年度末の5,299億円に比べ1,064億円増加し6,364億円となりました。これらの結果、当連結会計年度末の自己資本比率は26.4%となり、前連結会計年度末に比べ0.8%上昇しました。